

競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)等の人件費を 支出することにより確保される財源の活用方針

令和6年9月6日

「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について(令和2年10月9日付競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」に基づき、競争的研究費の直接経費から研究代表者または研究分担者(以下、「PI等」という。)の人件費を支出することにより確保される財源について、以下のとおり活用方針を定める。

また、各府省庁が公募する競争的研究費以外の研究費や、民間からの受託・共同研究費等においても、PI等の人件費が支出可能な研究費においては、本方針に沿って活用する。

1 目標

競争的研究費の直接経費から人件費を支出するPI等への処遇改善及び本学の研究者が安定して研究に専念できる環境の整備に活用し、もって本学の研究力向上に資することを目標とする。

2 目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

直接経費から人件費を支出するPI等は、以下に示す経費の使途のうち希望するものを選択できるものとし、その支給及び配分方法等については別に定める。

(1) 研究人材の戦略的強化

- ・直接経費から人件費を支出したPI等への支援(PI等自身の処遇改善)

(2) 本学の研究力向上

- ・若手研究者の雇用
- ・博士課程学生等に係るRA雇用による処遇改善
- ・研究環境(施設・設備・機器等)の整備や研究支援の充実化

3 留意事項等

- ・直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため本人の自発的な希望により判断するものであり、本学が強制するものではない。
- ・本方針については本学に所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、本方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの強化等と併せて取り組むこととする。
- ・各競争的研究費制度において、PI等人件費支出について別の定めがある場合には、その定めに従う。
- ・本方針におけるPI等との具体的な使途・活用策の合意形成や個別の事務手続きについては別に定める。